

「富田林市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの実施状況

①コメントの募集期間

令和3年1月4日(月)～1月31日(日)

②コメントの状況

提出数:15通 提出方法:FAX12通、郵送2通、Eメール1通 コメント数:29件(うち、今回のパブリックコメントの対象:6件)

③パブリックコメントをもとに修正した箇所

なし

2 パブリックコメントの内容(ご意見のうち、パブリックコメントの対象となる案件のみ見解を示させていただいております。)

NO	章	節	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
1	第2章	4 高齢者施策の現状と課題の整理 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進 (2)医療・介護連携の推進 ② 医療と介護の連携強化	・多職種共同体制の強化は必要だが、課題をぜひクリアしていただき、活発な市の体制を構築していただきたい。	多職種連携については、医師会・歯科医師会・薬剤師会の三師会とケアマネジャー、地域包括支援センター等関係機関が共同・連携して事業を実施する等、顔と顔の見える関係づくりが最も重要だと考えています。課題として、参加者が固定化しているため、1人でも多くの参加者を増やすため、今後オンラインの積極的な活用等により、引き続き医療・介護の連携体制を構築していきたいと考えています。
2	第2章	4 高齢者施策の現状と課題の整理 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進 (3)日常生活を支援する体制の整備 ① 生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置・運営	・各圏域ごとに生活支援コーディネーターを何人配置されていますか?内容的にはすぐに答えが出るものばかりではありません。担い手が不足している中での対応になるため、ボランティアではなく、市の職員を配置しその人が中心となり継続して支援者(団体)を広げていくなどして対応していく必要があると思います。	現在、市内3圏域に各1名と市全体を統括する1名の合計4名の生活支援コーディネーターを配置しています。生活支援コーディネーターの役割としては、主に高齢者の地域課題の把握及び課題解決に向けた取組みについて地域住民とともに進めていく役割が求められています。今後、各小学校区で開催される校区交流会議に校区担当職員も参加するなど、引き続き地域課題の解決に地域と共に取り組んでいきたいと考えています。
3	第2章	4 高齢者施策の現状と課題の整理 2. 認知症高齢者支援策の充実 (3)認知症の理解促進と支援体制の構築 ① 市民啓発	・情報の入手方法について、「ホームページを見てください」と安易に市は言われますが、これでは情報がないのと同じです。市は何らかの手立てをすべきです。ご検討下さい。	ホームページ(ウェブサイト)以外の情報発信としましては、高齢者の多様な状況に配慮しながら、広報誌や対象者への個別説明書の送付、制度説明パンフレットの窓口への備え付けなど様々な媒体・方法を活用した周知に取り組んでおります。引き続き、必要な情報を地域の実情や高齢者の特性に合わせて多様な方法で情報発信に努めてまいります。
4	第4章	施策の展開 2 認知症高齢者支援策の充実 (1)認知症の早期発見・早期対応の推進 ① 認知症初期集中支援の推進 ② 相談支援体制の拡充 (2)認知症の人と介護者支援の充実・強化 ① 認知症の人と介護者支援 ② 認知症ケアの向上	・市が取り組まれている①初期集中支援の推進②相談支援体制の拡充③認知症の人と介護者支援カフェ交流会④認知症ケアの向上などを継続して粘り強い取り組みが必要です。併せて住まれている地域の皆さんの理解・協力が重要だと思います。	重度化を防止するために介護保険サービスを受けることと同時に、早い段階から相談先や医療機関などを知っておくことが必要です。地域住民の皆様ひとりひとりが自分のこととして捉え、見守りの体制ができていれば、認知症になっても安心して日常生活が送れます。早期発見・早期対応の取組みを継続するとともに、地域での理解・協力が得られるような体制を構築するよう検討を進めてまいります。
5	第4章	施策の展開 2 認知症高齢者支援策の充実 (3)認知症の理解促進と支援体制の構築 ① 市民啓発	・市民への啓発による多くの市民が関心を寄せただけのよう町会などで出前講座を開いていただくのはどうでしょうか。	認知症の基礎知識や接し方を学び、ご本人やご家族を見守る「認知症サポーター」を養成する講座や、認知症に関する講話や脳トレを行う「ぼっちら教室」、認知症に関する相談や脳の元気度チェックをする「ものわすれ相談会」などを出張型で開催しています。町会や老人会、地域団体などにもっと利用いただけるよう、周知を図ってまいります。

NO	章	節	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
6	第4章	施策の展開 5 介護サービスの充実強化 (1) 介護保険制度の適正化・円滑な運営 ③ 利用者負担軽減制度の活用促進	・市では低所得者に対する利用者負担額助成事業、社会福祉法人等による利用者軽減制度を適用し、活用されていますが、周知はどうでしょうか？ケアマネ研修を通じ周知していくとありますが、徹底されているのでしょうか。	これまでも、介護支援専門員研修会や市ウェブサイト、パンフレット等を通じて、各種の利用者負担軽減制度の周知に努めてまいりました。なお、対象者が高齢者であることから、担当ケアマネジャー等の支援者との連携が必要であると考えます。個人情報等にも配慮しながら、個別相談ケースにも支援者と連携し、活用促進を図ります。

※パブリックコメントの対象とならない、保険料やその他介護保険制度に関する意見もいただきました。
 意見と市の考え方は以下のとおりです。

ご意見の概要	市の考え方
介護保険料の値上げをしないで下さい。 (10件)	第8期の介護保険料は令和3年度からの3年間の高齢者人口の推計や給付見込みに基づいて算出しております。
利用しやすい制度にして下さい等 その他、介護保険制度に関すること(13件)	本市では、利用者にとって適切な介護保険サービスが提供されるよう、制度の周知に努め、国や大阪府の示す基準に従いながら個々の利用者の状況に応じた対応をしております。